

## 北里大学メディカルセンター病院長候補者選考規程

平成 20 年 12 月 19 日制定

平成 24 年 1 月 1 日改正

平成 25 年 1 月 1 日改正

平成 27 年 2 月 20 日改正

平成 30 年 1 月 19 日改正

2020 年 10 月 16 日改正

(趣旨)

第 1 条 北里大学メディカルセンター病院長候補者（以下「候補者」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

(候補者の選考)

第 2 条 候補者の選考は、次の各号の一つに該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出て、理事会がこれを承認したとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

(選考時期)

第 3 条 候補者の選考の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号に該当する場合は、任期満了の 60 日前までに開始する。
- (2) 前条第 2 号又は第 3 号に該当する場合には、速やかに開始する。

(病院長の任期)

第 4 条 病院長の任期は 3 年とし、改選された年の 7 月 1 日に始まり、3 年後の 6 月 30 日に満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 第 2 条第 2 号又は第 3 号に該当する病院長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 病院長が任期中に定年に達した場合であっても、任期満了まで病院長の職務を行うものとする。

(候補者の資格)

第 5 条 候補者の資格は、北里大学メディカルセンター（以下「KMC」という。）に勤務する部長職以上の医師で、人格が高潔で、学識が優れ、かつ病院運営に関し識見を有すると認められる者で、次の資質・能力を有する者とする。

- (1) 医療安全確保のために必要な資質・能力
- (2) 病院の管理運営上必要な資質・能力
- 2 前項に定める者の他、学内又は学外のものであって、前項に定める職位と同等又はそれ以上の学識経験等を有する医師は候補者となることができる。
- 3 候補者の年齢は、病院長就任の日において満 70 歳未満とする。

(選考委員会の設置)

第6条 KMC に、次の各号に定める者をもって構成する選考委員会を設置する。

- (1) KMC に勤務する医師で部長相当職以上の者の中から互選された者 5人
- (2) KMC 専任職員で医師以外の部長、技師長、師長及び課長相当職以上の者の中から互選された者 5人
- (3) 医学部長が医学部の専任教授の中から推薦する者 1人
- (4) 本法人と特別の関係がある者以外の者で、KMC が選出した外部有識者2人以上特別の関係がある者以外の者とは、以下の条件を満たすものを基本とする。
  - ア 過去10年以内に本法人と雇用関係にない。
  - イ 過去3年間において、年間50万円以上の寄付金・契約金等を本法人から受領していない。
  - ウ 過去3年間において、年間50万円以上の寄付を本法人に対して行っていない。

2 選考委員の職にある者が病院長候補者になったときは、当該委員の資格を失う。

(選挙管理者)

第6条の2 選挙管理者は、事務部長（又は事務長）とし、選考委員会の招集及び選考委員会委員長が選任されるまでの間の議事進行を担当する。

(選考委員会)

第7条 委員のうち1人を委員長とし、委員の互選により定める。委員長は、議長となり議事を総括する。

- 2 選考委員会に副委員長1人を置くことができる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。委任状による出席及び議決は認めない。
- 6 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 7 委員長は、選考委員会において、選考委員として議決権を行使する。

(開票立会人)

第7条の2 委員長は、委員の中から開票立会人2人を指名する。開票作業は事務局が行い、開票立会人は開票作業に立ち会う。

(候補者の選考)

第8条 選考委員会は、第5条に定める候補者資格を有する者の中から、出席の各委員が2人以内の一次候補者を受記名にて推薦する。

- 2 前項により推薦された一次候補者の中から、委員ひとりにつき2人以内を受記名投票し、上位得票者2人を最終候補者として選出する。なお、同順位者がある場合は、候補者に加えることができる。
- 3 選考委員会は、最終候補者の得票数及び順位は公表しないものとする。

(最終候補者の推薦)

第9条 委員長は、選考委員会で選出された2人以上の最終候補者を理事長に推薦する。

2 最終候補者に辞退者が発生した場合は、次点候補者を繰り上げるなどして、少なくとも2人以上の最終候補者を選出するものとする。

(事務局)

第10条 この選考に関する事務局は、事務部総務課とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、KMC 運営会議の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成20年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月19日から施行する。

附 則 (北学総第2020-06229号)

この規程は、2020年10月16日から施行する。